平成２１年（フ）第７０９号
愛媛県松山市針田町249番地１
債務者　伊地知和哉
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７１０号
愛媛県松山市北久米町22番地７
債務者　鈴木真由美
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７２８号
愛媛県松山市西垣生町1043番地３
債務者　中嶋　　隆
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７２９号
愛媛県松山市西垣生町1043番地３
債務者　中嶋美佐子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７３１号
愛媛県松山市溝辺町乙７番地　溝辺団地29号
債務者　白川　典子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７３２号
愛媛県松山市中央１丁目18番40号　中央グランドハイツ210号
債務者　藤本　直子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７４６号
愛媛県松山市南久米町383番地　コーポカワモト５　522号
債務者　菅　　宏
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７４８号
愛媛県伊予郡砥部町五本松221番地
債務者　吉田富貴子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１０３号
愛媛県今治市立花町４丁目１番25号　高田マンション203号、旧住所愛媛県今治市桜井４丁目６番16号
債務者　坂中　幸恵
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第４１３号
福岡県久留米市西町510番地　堀川病院、住民票上の住所福岡県久留米市合川町247番地３　高木アパート105号
債務者　牟田　陽介（旧姓井口）
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４４８号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番1414号
債務者　鹿児島　新
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２３２号
宮崎県都城市栄町4756番地４　第５年見マンション532、前住所宮崎県都城市立野町3770番地11　ツインコーポ105号
債務者　松山亜由美
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２４８号
宮崎県都城市山田町山田1281番地、前住所愛知県刈谷市東刈谷町１丁目４番地７　ピュアプレイス105号
債務者　森茂　洋司
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１５６号
鹿児島県大島郡和泊町大字喜美留361番地喜美留団地33号室、住民票上の住所鹿児島県大島郡和泊町大字喜美留361番地
債務者　長野　竜二
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１５７号
鹿児島県大島郡和泊町大字喜美留361番地喜美留団地33号室、住民票上の住所鹿児島県大島郡和泊町大字喜美留361番地
債務者　長野　瑠美（旧姓金澤）
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１６５号
鹿児島県大島郡伊仙町大字犬田布36番地３
債務者　實　　広徳
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１６９号
鹿児島県奄美市名瀬春日町３番15号
債務者　戸田　義和
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部